

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	延長保育事業補助金
補助事業等の目 標	就労等により保育時間を延長しなければならない保護者への子育て支援と児童の健全育成のため。
補助事業等の対 象 者	次に掲げる者であって、子ども・子育て支援事業実施要綱（平成27年10月23日27こ家第451号長野県県民文化部長通知）に定める実施方法及び留意事項等の要件を満たすもの (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により私立保育所を設置している者 (2) 児童福祉法第34条の15第2項の規定により小規模保育事業所又は事業所内保育事業を行う者
補助対象経費	延長保育事業に必要な経費とする。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	子ども・子育て支援事業交付金交付要綱（平成27年10月23日27こ家第452号長野県県民文化部長通知）に定める基準額と、当該事業の実支出額から寄付金等の収入を減じた額のいずれか低い額の10/10 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 国、県の補助を受けて実施する補助であるため
補助事業等の評 価	延長保育事業補助金精算額調書、延長保育事業実績報告書、運営決算書により、事業の内容を審査の上、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開 始 時 期	—
補助事業等の終 了 時 期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 国、県及び市がそれぞれの負担割合で補助金を交付する国の事業であり、同事業が終了するまで継続する必要があるため
情 報 の公表の方法等	補助事業者、補助事業の内容、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	
提 出 書 類	補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 (1) 延長保育事業補助金交付申請書（様式第2号-1） (2) 延長保育事業補助金所要額調書（様式第2号-2） 補助金の交付を受けた者は、事業完了後速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 (3) 延長保育事業実績報告書（様式第5号-1） (4) 延長保育事業補助金精算額調書（様式第5号-2） (5) 各私立保育園の運営決算書 諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。

<b>担 当 部 署</b>	<b>諏訪市 こども未来部 次世代育成課 保育係</b>
----------------	------------------------------

平成23年12月 1日 一部改正

平成28年 4月 1日 一部改正

令和5年7月31日 一部改正（令和5年7月31日 施行、令和5年4月1日 適用）

令和 6年 3月15日 一部改正（令和 6年 4月 1日 施行）

令和7年10月31日 一部改正（令和7年10月31日 施行、令和7年4月1日 適用）

令和 8年 3月23日 一部改正（令和 8年 4月 1日 施行）